

利用者負担の軽減措置について 【更生医療】

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税(所得割)			
	(低所得1) 80万円以下	(低所得2) 80万円超える	(中間1) 3万3千円未満	(中間2) 3万3千円以上 2万3千5百円未満	(一定以上) 2万3千5百円以上	
0円	負担上限額 2,500円/月	負担上限額 5,000円/月	負担限度額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外	
			重度かつ継続			
			負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	負担上限額 20,000円/月	

平成25年4月1日より適用

※重度かつ継続に該当する方

- 腎臓機能障害・免疫機能障害・小腸機能障害等
- 毎月高額な自己負担(高額療養費等対象)のある方

利用者負担の軽減措置について 【精神通院医療】

生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		市町村民税(所得割)			
	(低所得1) 80万円以下	(低所得2) 80万円超える	(中間1) 3万3千円未満	(中間2) 3万3千円以上 2万3千5百円未満	(一定以上) 2万3千5百円以上	
0円	負担上限額 2,500円/月	負担上限額 5,000円/月	負担限度額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外	
			重度かつ継続			
			負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	負担上限額 20,000円/月	

平成19年7月1日より適用

※重度かつ継続に該当する方

- 統合失調症・そううつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障害・薬物関連障害(依存症等)などの方
- 毎月高額な自己負担(高額療養費等対象)のある方